

○遊技機取扱主任者に関する規程

(平成16年5月
20日規程第1号)

最終改正 令和3年11月18日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令（昭和60年総理府令第1号。以下「内閣府令」という。）第1条11号ハ(2)並びに遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「検定規則」という。）第1条第4項第1号イ及び第2号イの規定に関し、遊技機の点検及び取扱いを適正に行うことができる者と認められる者（以下「遊技機取扱主任者」という。）の認定等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(遊技機取扱主任者の認定等)

第2条 一般社団法人日本遊技関連事業協会（以下「日遊協」という。）は、遊技機取扱主任者講習（以下「講習」という。）を受講し、かつ、遊技機取扱主任者試験（以下「試験」という。）に合格した者を遊技機取扱主任者として認定するものとする。

2 講習及び試験の実施に関する事務は、日遊協が、関係団体の協力を得て行うものとする。

3 日遊協は、講習及び試験等の実施に関し、専門委員会（専門委員会設置規程（平成元年日遊協規程第2号）第2条に規定する委員会をいう。）に調査及び審議をさせることができる。

第2章 講習及び試験等

(講習の種別、内容、時間及び実施方法)

第3条 講習は、新規講習及び更新時講習に区分し、遊技機の点検及び取扱いを適正に行うに必要な知識及び技能について、行うものとする。

2 前項の規定による講習は、日遊協が日遊協の支部ごとに原則として年1回以上実施するものとする。

3 第1項に規定する講習の内容、時間、実施方法及び申請手続は、日遊協が別に定める。

4 第1項に規定する講習に使用するテキストは、日遊協が別に定める。

(試験の種別、内容、時間及び実施方法)

第4条 試験は、新規試験及び更新時試験に区分し、それぞれ新規講習又は更新時講習（い

ずれも当該試験の実施の日から起算して6月以内に実施されたものに限る。)を受講した者に対し、遊技機の点検及び取扱いに必要な知識及び技能を有するか否かについて、実施するものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による試験の実施、内容、時間及び申請手続について準用する。

(受講及び受験の申請等)

第5条 講習又は試験を受けようとする者は、日遊協に対して、受講又は受験の申請をしなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、申請をすることができない。

- (1) 未成年者(受講・受験日に成年に達する場合を除く。)
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「法」という。)第4条第1項第1号から第7号の2までのいずれかに該当する者
- (3) 法第20条第10項において準用する法第9条第1項の規定に違反して都道府県公安委員会の承認を受けずに遊技機の増設、交替その他の変更をした者で、当該行為の日から起算して5年を経過しないもの
- (4) 偽りその他不正の手段により法第20条第10項において準用する法第9条第1項の承認を受けた者で、当該行為の日から起算して5年を経過しないもの
- (5) 検定規則第11条第2項の規定により検定を取り消された者(その者が法人である場合にあっては、当該取消しの日当該法人の役員であった者)で、当該取消しの日から起算して5年を経過しないもの
- (6) 内閣府令第1条第11号ロ若しくはハ又は検定規則第1条第3項第2号に規定する書類に記載された型式と異なる型式に属する遊技機を販売し、又は貸し付けた者で、当該販売又は貸付けの日から起算して5年を経過しないもの
- (7) 第2号から第6号までのいずれかに該当する事業者の従事者(当該事業者が法人である場合にあっては、その役員のうち第2号から第6号までのいずれかに該当する者があるものの従業者)
- (8) 第15条第1項又は第2項の規定により認定を取り消された者で、当該取消しの日から起算して5年を経過しないもの
- (9) 申請の日以前5年以内に、遊技機取扱主任者の業務に関して著しく不適当な行為をした者(第15条第1項又は第2項の規定により認定の効力を停止する処分を受けた者を除く。)

2 前項の規定による講習の受講及び試験の受験の申請手続は、日遊協が別に定める。

(講師)

第6条 講習の講師は、人格及び識見に優れ、遊技機の点検及び取扱い等に関する高度な知識及び技能を有する者に、日遊協が委嘱するものとする。

第3章 遊技機取扱主任者及び遊技機取扱主任者証

(取扱主任者証)

第7条 日遊協は、遊技機取扱主任者に対し、遊技機取扱主任者証（以下「取扱主任者証」という。）を交付するものとする。

2 前項の規定による取扱主任者証の交付の手続は、日遊協が別に定める。

(取扱主任者証の有効期間)

第8条 取扱主任者証の有効期間は、次の各号に掲げる区分ごとに、それぞれ当該各号に定める日が経過するまでの期間とする。

- (1) 第7条第1項の規定により交付された取扱主任者証 新規試験に合格した日から起算して3年を経過する日
- (2) 次条第2項（第10条第2項において準用する場合を含む。）又は第10条第3項の規定により有効期間の更新を受けた取扱主任者証 当該更新前の取扱主任者証の有効期間が満了した日から起算して3年を経過する日

(取扱主任者証の有効期間の更新)

第9条 取扱主任者証の有効期間の更新を受けようとする者は、当該取扱主任者証の有効期間が満了する日の1年前から当該期間が満了する日までの間に、更新時試験を受け、これに合格しなければならない。

2 前項の規定により更新時試験を受け、これに合格した者に対し、日遊協は取扱主任者証の有効期間の更新をするものとする。

3 前項の規定による取扱主任者証の有効期間の更新に必要な申請その他の手続は、日遊協が別に定める。

4 取扱主任者証の有効期間が満了したときは、遊技機取扱主任者の認定は、その効力を失う。

(取扱主任者証の有効期間の更新の特例)

第10条

病気及び災害その他やむを得ない理由のため、前条第1項に規定する期間内に更新時試験を受けることが困難であると予想される者又は当該期間内に更新時試験を受けることができなかった者は、その事由を付して日遊協に申請し、当該事由の止んだ日から起算して6月以内に実施される更新時試験を受けることができる。

2 前条第2項の規定は前項の規定により更新時試験を受け、これに合格した者について準用する。

3 連続して7回目以降の取扱主任者証の有効期間の更新を受けようとする者（過去に違反歴がある者を除く。）は、更新時試験を免除し更新をするものとする。ただし、第9条第1項に規定する期間内に更新時講習を受講した者に限るものとする。

4 前条第3項の規定は、第2項において準用する前条第2項の規定及び前項の規定による取扱主任者証の有効期間の更新に必要な申請その他の手続について準用する。

(遊技機取扱主任者の業務)

第11条 遊技機取扱主任者は、遊技機の取扱いに関し、次の各号に掲げる業務を適正に行わなければならない。

- (1) 営業所における遊技機の納入又は受領に伴う遊技機の点検及び書類等の確認に関すること。
- (2) 営業の許可申請書及び遊技機の認定申請書の添付書類その他の書類の作成に関すること。
- (3) 営業所における遊技機の増設、交替その他の変更及び遊技機の保守管理に関すること。
- (4) 不正遊技機、遊技機的不正使用等の不正行為の通報及び排除に関すること。
- (5) 遊技機のリサイクルなど適正な処理に関すること。
- (6) 前各号の業務に従事する者の指導及び監督に関すること。
- (7) 第1号から第5号までに関連する業者との連携に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる要綱等の規定に基づき、遊技機取扱主任者が行うこととされた業務

ア 中古遊技機流通健全化要綱（平成12年3月13日中古機流通協議会）

イ 中古遊技機取扱業務実施要領（平成16年11月22日中古機流通協議会）

ウ 遊技機の認定申請に関わる業務の実施要領（平成20年3月10日中古機流通協議会）

エ 遊技機製造業者の業務委託に関する規程（平成28年2月1日日本遊技機工業組合規程第4号、日本電動式遊技機工業協同組合同規約第38号）

（管理者の遵守事項）

第11条の2 法第24条第1項に規定する営業所の管理者は、当該営業所に所属する遊技機取扱主任者に、前条に規定する業務を適正に行わせなければならない。

（取扱主任者証の提示義務）

第12条 遊技機取扱主任者は、遊技機の取扱業務に関し、関係者から取扱主任者証の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

（記載事項の変更届出）

第13条 取扱主任者証の交付を受けた者は、第7条第1項に規定する取扱主任者証の記載事項に変更を生じたときは、当該変更の日から起算して30日以内に、日遊協に届け出て、取扱主任者証に変更事項の記載を受けなければならない。

2 前項の規定による届出の届出の手続は、日遊協が別に定める。

（取扱主任者証の再交付）

第14条 取扱主任者証の交付を受けた者が、取扱主任者証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損したときは、事由を付して、速やかに日遊協に取扱主任者証の再交付を申請しなければならない。

2 日遊協は、前項の申請事由が事実と相違ないと思料するときは、取扱主任者証を再交付するものとする。

3 第1項及び第2項の規定による取扱主任者証の再交付に必要な申請その他の手続は、日遊協が別に定める。

(遊技機取扱主任者の認定の取消し及び効力の停止)

第15条 日遊協は、第2条第1項に規定する遊技機取扱主任者について、次の各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、認定を取り消し、又は6月を超えない範囲内で期間を定めて、その効力を停止することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により試験に合格したこと。
- (2) 第5条第1項第2号から第7号まで及び第9号までに掲げる者のいずれかに該当していること。
- (3) 第11条第1号から第6号及び第8号に掲げる業務を適正に行わないこと。
- (4) 取扱主任者証を偽造した者
- (5) 正当な理由がなく、第19条の規定により日遊協が求める報告又は資料の提出に応じないこと。
- (6) 本項又は次項の規定により認定の効力が停止されているにもかかわらず遊技機取扱主任者として第11条各号に掲げる業務を行ったこと。

2 遊技機取扱主任者が前項各号のいずれかに該当する疑いがあると認める相当な理由があり、かつ、当該遊技機取扱主任者の所在が不明であるために当該事実を確認することができない場合は、日遊協は、当該遊技機取扱主任者が連絡先を日遊協に通知すべき旨をインターネットの利用その他の適切な方法により公告し、その公告の日から60日以上当該通知がなく、又は継続して所在が不明であるときは、当該事実が判明したものとして前項の処分をすることができる。

3 日遊協は、前2項の規定による処分を行ったときは、当該処分を受けた者及び遊技機販売業者登録に関する規程（平成6年日遊協規程第1号）第3条第3項第2号から第6号までに掲げる団体（以下「関係団体」という。）に通知するものとする。

4 前項の規定による通知の手続は、日遊協が別に定める。

(異議申立て)

第16条 前条第1項又は第2項の規定による処分に異議がある場合は、その処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、日遊協に対し異議の申立てをすることができる。

2 日遊協は、前項の異議申立てに相当の理由があると認めるときは、当該処分を取り消し、又はこれを変更するものとする。

3 日遊協は、前項の規定により当該処分を取り消し、又は変更したときは、当該処分を受けた者及び関係団体に通知するものとする。

4 前条第4項の規定は、前項の規定による通知の手続について準用する。

(取扱主任者証の返納)

第17条 取扱主任者証の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなっ

たときは、速やかに取扱主任者証を日遊協に返納しなければならない。

- (1) 遊技機取扱主任者の認定が取り消されたとき及び効力の停止が行われたとき。
- (2) 取扱主任者証が失効したとき。
- (3) 取扱主任者証の再交付を受けた後において亡失した取扱主任者証を発見し、又は回復したとき。

第4章 雑則

(手数料)

第18条 第3条第1項に規定する講習、第4条第1項に規定する試験、第13条第1項に規定する取扱主任者証の記載事項の変更及び第14条第1項に規定する取扱主任者証の再交付を受けようとする者は、次の各号の区分により手数料（消費税込）を日遊協に納付しなければならない。

- | | |
|---------------|---------|
| (1) 講習手数料 | 12,590円 |
| (2) 新規試験手数料 | 8,800円 |
| (3) 更新時試験手数料 | 7,020円 |
| (4) 記載事項変更手数料 | 2,200円 |
| (5) 再交付手数料 | 2,200円 |

2 前項の規定による手数料の納付の手続は、日遊協が別に定める。

(報告等の要請)

第19条 日遊協は、この規程の施行に関し、必要がある場合は、第2条第1項に規定する遊技機取扱主任者の認定を受けた者に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

(報告)

第20条 日遊協は、次の各号のいずれかに該当する場合は、警察庁及び都道府県公安委員会に報告するものとする。

- (1) 第7条第1項の規定により取扱主任者証を交付したとき。
- (2) 第15条第1項又は2項の規定により処分を行ったとき。
- (3) この規程を改正したとき。

(書式)

第21条 講習及び試験等に必要書類の様式は、日遊協が別に定める。

(補則)

第22条 この規程が定めるもののほか、この規程を実施するため必要な事項は、日遊協が関係団体と協議の上、定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成16年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 (略)

附 則

この規程は、平成18年9月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成25年10月1日から施行する。

2 (略)

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年3月1日から施行する。